

令和2年5月5日

湯河原町立小・中学校
保護者の皆様

湯河原町教育委員会教育長

緊急事態宣言の延長に伴う臨時休業の継続について（お知らせ）

新型コロナウイルス感染症対策による学校の臨時休業の実施について、保護者の皆様のご理解ご協力をいただきありがとうございます。

4月7日（火）の国における緊急事態宣言などを受け、町立小・中学校を臨時休業としているところですが、5月4日（月）に、緊急事態宣言が5月31日（日）まで延長されることが決定されました。

このことを受け、本町教育委員会は、子どもたちの安全を確保するという観点から、次のとおり、町立小・中学校の臨時休業を継続することとしました。

なお、今後の状況等により、臨時休業等の実施内容を変更しなければならないことがありますので、その際には改めて連絡いたします。

1 臨時休業の延長について

- 令和2年5月11日（月）から令和2年5月31日（日）まで

2 休業中の生活について

- 各学校より、休業中の児童生徒の学習課題をあらためて配付します。配布方法など、詳しいことは学校よりメール等でお知らせします。
- 中学校における部活動は実施しないものといたします。

3 相談について

- お子さんの生活や学習等のことで相談したいことがございましたら、休業中でも職員がおりますので、学校にご相談ください。

4 教職員の勤務について

- 学校運営に支障がない範囲で、感染症拡大防止の徹底に向け、拡大時差出勤や在宅勤務の実施等の対応を図ります。

事務担当
教育委員会事務局学校教育課
電話番号 62-1100